警 視 庁 警 備 部 長 警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿 各道府県警察(方面)本部長 (参考送付先)

警察大学校警備教養部長警察大学校生活安全教養部長皇宮警察本部警備部長各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	30年(令和32年3月31日)
有効期間	一種(令和32年3月31日)

警察庁丁備二発第32号、丁保発第22号 令 和 元 年 6 月 3 日 警察庁警備局警備運用部警備第二課長 警察庁生活安全局保安課長

放射性同位元素等の規制に関する法律等の施行について(通達)

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)第5条の規定により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)の一部が改正され、平成29年4月14日に公布された。

また、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成30年政令第319号。以下「整備政令」という。)が、平成30年11月21日に公布され、整備政令第3条の規定により、警察庁組織令(昭和29年政令第180号。以下「組織令」という。)の一部が改正されたほか、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成30年内閣府令第52号。以下「府令」という。)等が、平成30年11月26日に公布された。

これら一連の規程については、本年9月1日から施行されるところ、警察運営に 関係する改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺 漏のないようにされたい。

なお、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律による放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律の一部改正について(通知)」(平成29年4月14日付け警察庁丁備発第101号、丁保発第48号)及び「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等の公布について(通知)」(平成30年11月26日付け警察庁丁備発第505号、丁保発第172号)は廃止する。

記

1 改正の趣旨

国際原子力機関の「放射性物質及び関連施設に関するセキュリティ勧告」(平成23年1月)を踏まえ、改正法第5条の規定により、法を改正し、危険性の高い

放射性同位元素を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、防護のために必要な措置等を義務付けるとともに、法の目的に特定放射性同位元素の防護を加えるなど、所要の規定を整備することとされた。

これに伴い、整備政令第3条の規定により組織令の一部を改正するとともに、 府令について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 法関係

ア 題名の変更

題名を「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」から「放射性同位元素等の規制に関する法律」に変更するものとされた。

イ 目的の変更等

法の目的に、特定放射性同位元素を防護することが加えられた。(法第1条)

法において「特定放射性同位元素」とは、放射性同位元素であって、その 放射線が発散された場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあ るものとして政令で定めるものをいうものとされた。(法第2条第3項)

ウ 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置の義務化

(7) 工場等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置等 許可届出使用者等は、特定放射性同位元素を工場又は事業所において取 り扱う場合においては、特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を 講じなければならないものとされた。(法第25条の3第1項)

原子力規制委員会は、かかる措置が原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、許可届出使用者等に対し、特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を命ずることができるものとされた。(法第25条の3第2項)

許可届出使用者等は、特定放射性同位元素防護規程を作成し、原子力規制委員会に届け出るとともに、原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、特定放射性同位元素防護規程の変更を命ずることができるものとされた。(法第25条の4)

(イ) 工場等の外において運搬する場合における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置等

許可届出使用者等が特定放射性同位元素を工場等の外において運搬する場合においては、技術上の基準に従って放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じなければならないものとされた。(法第25条の5)

(ウ) 特定放射性同位元素防護管理者の選任 許可届出使用者等は、特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的 に管理させるため、特定放射性同位元素防護管理者を選任しなければならないものとされた。(法第38条の2第1項)

エ 国家公安委員会等との関係

原子力規制委員会は、上記ウ(ア)及び(ウ)に係る届出があったときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会等に連絡しなければならないものとされた。 (法第48条の2第1項)

国家公安委員会等は、公共の安全の維持等のため特に必要があると認めるときは、上記ウ(ア)及び(ウ)に係る運用に関し、原子力規制委員会に意見を述べることができるものとされた。(法第48条の2第2項)

国家公安委員会は、かかる意見陳述に必要な限度において、許可届出使用者等の業務に関して、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができるものとされた。(法第48条の2第3項)

かかる指示を受けた都道府県警察の長は、調査を行うため特に必要がある と認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該都道府 県警察の職員に、許可届出使用者等の事務所等に立入検査をさせることがで きるものとされた。(法第48条の2第4項)

(2) 組織令関係

整備政令第3条の規定及び警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する 政令(平成31年政令第142号)附則第2号の規定により、組織令を一部改正し、 次の規定を整備することとした。

ア 警備第二課の所掌事務の追加(組織令第42条第2号)

組織令第42条第2号において、法の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するもののうち、特定放射性同位元素の防護に係るものに関することを、警備第二課の所掌事務として明記することとした。

イ 保安課の所掌事務の整理(組織令第18条第4号)

現行の組織令第18条第4号の規定により、保安課が法の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するものに関することを所掌しているところ、このうち特定放射性同位元素の防護に関する事務を警備第二課に分掌させるため、同号において、警備第二課の所掌に属するものを除く旨を規定することとした。

また、改正法第5条の規定による法の題名の改正に伴い、同号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改めることとした。

(3) 府令関係

改正法第5条の規定により、法第25条の5として、工場等の外において運搬する場合における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置等の規定が整備されたこと等に伴い、府令に次の規定を整備することとした。

ア 運搬の届出対象の拡大に係る規定の整備(府令第1条関係)

都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への運搬の届出を要

する放射性同位元素等について、現行のBM型輸送物及びBU型輸送物(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。)第18条の3第1項第3号)に加え、規則第24条の2の8第1項の表第1号の上欄に掲げる強化セキュリティレベル(防護のための措置が特に必要なものとして原子力規制委員会が定める数量以上のもの)に該当するA型輸送物(規則第18条の3第1項第2号)を追加することとした。

なお、原子力規制委員会が定める数量は、特定放射性同位元素の数量を定める告示(平成30年原子力規制委員会告示第10号)において定めるものとされた。

イ 特定放射性同位元素の防護を目的とする規定の整備 特定放射性同位元素の防護を目的として、次の事項に係る規定を整備する こととした。

(ア) 公安委員会による指示(府令第3条関係)

特定放射性同位元素の運搬の届出があった場合において、公安委員会が、 法第25条の5の規定により読み替えて適用する法第18条第6項の規定に基 づき指示をすることができる事項について、放射線障害を防止するために 必要な事項のほか、特定放射性同位元素を防護するために必要な事項とす ることとした。

(イ) 警察官による運搬に関する検査(府令第4条関係)

警察官が、法第25条の5の規定により読み替えて適用する法第18条第8項の規定に基づき特定放射性同位元素の運搬に関する検査を行うときは、放射性同位元素等の保安の確保のほか、特定放射性同位元素の防護の確保について、細心の注意を払わなければならないこととした。

(ウ) 公安委員会への報告(府令第5条関係)

法第31条の2に規定する特定放射性同位元素の運搬において放射線障害が発生するおそれのある事故等が生じた場合の公安委員会への報告を要する事象について、特定放射性同位元素の運搬が妨害されることを追加することとした。

ウその他

その他所要の規定を整備することとした。

(ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)第17条が改正されること等に伴い、所要の改正を行うこととした。

(府令第1条第1項、第2条第1項、第3条3項、第4条、第5条第1項 及び第3項並びに第6条)

(イ) 改正法第5条の規定による法の題名の改正に伴い、条項中「放射性同位 元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規 制に関する法律」に改めることとした。

(府令第1条第1項、第2条第1項並びに別記様式第1及び第2)

工 経過措置

本府令の施行後に開始される特定放射性同位元素等の運搬について本府令の施行前にした改正前の府令第2条の規定による届出書の提出は、改正後の府令第2条の規定に基づいてしたものとみなす旨の経過措置規定を置くとともに、当該届出書の提出をした者は、本府令の施行後当該運搬が開始されるまでの間に、改正後の別記様式第1の注6に規定する記載事項のうち当該届出書に記載されていないものを、当該放射性同位元素等の発送地を管轄する公安委員会に申し出なければならないこととした。

3 留意事項

(1) 特定放射性同位元素の防護に関する事務

改正法第5条の規定による改正後の法において、特定放射性同位元素の防護 を目的として整備された規定のうち、警察に関係するものとしては、

- 国家公安委員会による、特定放射性同位元素防護規程の届出等を受理した旨の原子力規制委員会からの連絡の受理(法第48条の2第1項)
- 国家公安委員会による、許可届出使用者等が講ずる防護措置等に関する 原子力規制委員会に対する意見陳述(法第48条の2第2項)
- 国家公安委員会による、許可届出使用者等の業務に関する都道府県警察 に対する調査指示(法第48条の2第3項)
- 都道府県警察職員による、調査を行うため特に必要がある場合における 許可届出使用者等の事務所等に対する立入検査(国家公安委員会による、 立入検査に係る承認)(法第48条の2第4項並びに同条第6項において準 用する法第43条の2第3項及び第4項)

に関する規定が設けられている。

また、放射性同位元素等による放射線障害の防止と合わせて、特定放射性同位元素の防護を目的として整備された規定のうち、警察に関係するものとしては、

- 公安委員会による、特定放射性同位元素を工場等の外において運搬する 旨の許可届出使用者等からの届出の受理(法第25条の5の規定により読み 替えて適用する法第18条第5項)
- 公安委員会による、特定放射性同位元素を工場等の外において運搬する場合の許可届出使用者等に対する指示(法第25条の5の規定により読み替えて適用する法第18条第6項)
- 警察官による、特定放射性同位元素を運搬する者に対する検査及び措置 命令(法第25条の5の規定により読み替えて適用する法第18条第8項)
- 公安委員会による、放射線障害が発生するおそれのある事故等が生じた

場合における許可届出使用者等からの報告の受理(法第31条の2)

- 警察官による、放射性同位元素の盗取、所在不明その他の事故が生じた 場合における許可届出使用者等からの届出の受理(法第32条)
- 警察官による、放射線障害のおそれがある事態等を発見した者からの通報の受理(法第33条第2項)
- 公安委員会による、放射性同位元素又は放射性汚染物の工場等の外における運搬の状況等に関する許可届出使用者等からの報告徴収(法第42条第1項)
- 公安委員会による、許可届出使用者等の事務所等に対する立入検査(法 第43条の2第1項)
- 国家公安委員会による、放射性同位元素の使用許可等を行った旨の原子 力規制委員会からの連絡の受理(法第47条第2項)

に関する規定が設けられている。法第31条の2、第32条、第33条第2項、第42条第1項、第43条の2第1項及び第47条第2項については、改正法第5条の規定による法の目的の改正に伴い、特定放射性同位元素の防護に係るものが含まれることとされた。

従前より、法の施行に関する事務のうち放射性同位元素等による放射線障害の防止に係るものについては、都道府県警察においては、生活安全部門が担当していたが、今般、組織令が改正されたこと等に伴い、法の施行に関する事務のうち特定放射性同位元素の防護に係るものは、警備部門が担当することとなった。

都道府県警察にあっては、警備部門と生活安全部門において、改正の趣旨や それぞれの役割等を十分認識した上で、法の施行に関する事務を円滑に実施で きるよう、緊密な連携に努めること。

(2) 工場等における特定放射性同位元素の防護措置に関する留意事項

ア 警察庁との連携

本改正により、許可届出使用者等が講ずる防護措置等に関して、国家公安委員会による原子力規制委員会に対する意見陳述や、都道府県警察職員による許可届出使用者等の事務所等に対する立入検査等ができることとされた。

これら意見陳述や立入検査を適切に実施し、許可届出使用者等による防護措置を効果的に促進させるためには、警察として統一的に対応することが必要となることを踏まえ、警察庁との緊密な連携に努めること。

イ 原子力規制庁と連携した立入検査の実施

法施行後、原子力規制庁においても、法第43条の2の規定に基づき許可届 出使用者等の事務所等に対する立入検査を実施し、防護措置の実施状況等に ついて確認等を行う予定のところ、都道府県警察職員による立入検査につい ては、必要な事務所等に対して、原子力規制庁による立入検査と合わせて実 施することも予定されている。 都道府県警察の警備部門にあっては、管轄する地域に所在する許可届出使 用者等において、脆弱箇所の改善や実効ある防護措置が促進されるよう、原 子力規制庁と緊密に連携した立入検査の実施に努めること。

ウ 許可届出事業者等に対する管理者対策の推進

許可届出使用者等は、規則第24条の2の2に規定する特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置を実施するに当たり、特定放射性同位元素防護規程を作成することとされ、規則第24条の2の3において、特定放射性同位元素防護規程に定めるべき事項が規定された。

都道府県警察の警備部門にあっては、特定放射性同位元素防護規程を踏まえ、管轄する地域に所在する許可届出使用者等が講じる防護措置の実態を把握するとともに、許可届出使用者等に義務付けられた防護に関する業務改善、教育訓練等に関与するなどし、警察としての意見が適切に反映されるよう、平素から必要な管理者対策を推進すること。

(3) 工場等の外における運搬の届出受理等に関する留意事項

ア 運搬の届出受理における生活安全部門と警備部門との連携

許可届出使用者等は、工場等の外において放射性同位元素等を運搬する場合、当該放射性同位元素等がBM型輸送物又はBU型輸送物として運搬されるときは、その旨を公安委員会に届け出ることとされているところ、本改正により、当該放射性同位元素等が特定放射性同位元素であって、強化セキュリティレベルに該当するA型輸送物として運搬されるときは、同様に届出を要することとされた。

従前より、届出の受理は、都道府県警察の生活安全部門において行われているところ、今後、運搬の届出がなされた放射性同位元素等が特定放射性同位元素の場合は、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護の観点から届出内容の確認等を行う必要があるため、生活安全部門と警備部門が緊密に連携して受理対応するよう努めること。

イ 許可届出使用者等に対する必要な指示

公安委員会は、特定放射性同位元素の運搬の届出を受理した場合、許可届 出使用者等に対して、放射性同位元素等による放射線障害を防止するために 必要な事項のほか、特定放射性同位元素を防護するために必要な事項につい て、指示ができることとされた。

都道府県警察の警備部門にあっては、放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号。以下「車両運搬規則」という。)第16条の2に規定されている許可届出使用者等が講ずべき具体的な防護措置を確実に理解し、許可届出使用者等が提出した運搬届出書等を確認すること。その上で、許可届出使用者等が講ずる防護措置等に問題等が認められる場合は、許可届出使用者等に対して必要な指示等を行うこと。

また、生活安全部門及び警備部門は、交通部門も含め、相互に緊密な連携

を図り、その指示内容等について齟齬を来すことがないよう努めること。

ウ 許可届出使用者等が作成する緊急時対応計画の確認

車両運搬規則第16条の2第1項第7号において、許可届出使用者等は、特定放射性同位元素のうち強化セキュリティレベルに該当する放射性輸送物を運搬する場合、運搬車両等に対する妨害行為等に迅速かつ確実に対応できるように、防護体制、具体的な防護措置、応急措置、被害拡大防止措置等について定めた緊急時対応計画を作成することとされている。

都道府県警察にあっては、届出を行う許可届出使用者等が作成した緊急時対応計画も確認し、事案発生時の警察への通報体制等に問題等が認められる場合は、許可届出使用者等に対する指示に適切に反映させるなどし、同計画が齟齬なく機能するよう努めること。

4 参考資料 官報の写し 新旧対照表

※ 参考資料については省略